

統計リソースの確保・配分の 在り方、有効活用等について （論点検討資料）

平成20年6月6日

統計作成に関する予算・定員について(第1Rの整理)

現 状

- 分散型統計機構を採用している我が国においては、統計作成に関する予算・定員は府省毎に要求を行う仕組み
(各府省、政府全体の「統計に限定した予算・定員の要求枠」は不存在)
- 周期調査の実施により、毎年度の統計関係予算は大きく変動

厳しい国の財政状況

〔 国債残高は一般税収
の10年分超 〕

→ 各種予算・定員は厳しく
抑制

調整機能の能動的な発揮が不十分

〔 経済社会統計整備
推進委員会指摘 〕

現状のままでは、新たな統計作成ニーズへの対応が困難

新たなニーズへの取組(1)

論点 ア

新たな統計整備等のニーズにどのように取り組むべきか

① 「基本計画」におけるリソース確保の基本姿勢について

- **必要な統計を整備するため、必要なリソースは確保すべき**
(必要性、実施年度等を精査し、府省内や財政当局の理解を得る努力も必要)
- **整備にあたっては、厳しい財政事情の中で制約も存在**
- **行政記録の活用等による統計作成の生産性の向上、優先順位の低い既存統計調査を見直すことも行うべき**

国民の理解を得つつ、必要な統計を整備・充実するため、統計調査の効率化、既存統計の見直し、必要な財政上の措置に努めるものとする

新たなニーズへの取組(2)

② 「基本計画」に府省を超えた統計予算の調整の仕組みをどう考えるか

【府省毎に整備する統計】

- 府省内で必要性等の理解を得て、府省として予算要求を行うことが先決
- 特殊要因登録の活用余地を検討(大規模周期の基幹統計調査)

【府省横断的に整備する統計】

共管調査
の推進

- 関係府省で予算を按分。分担が困難な府省が生じた場合には、核となる府省が予算を措置することも考慮
- 特殊要因登録(大規模周期の基幹統計調査)の活用余地も検討
- 予算を措置できない府省は、ノウハウや人材等の提供で協力。結果は、関係府省で共有

基盤機能
の活用

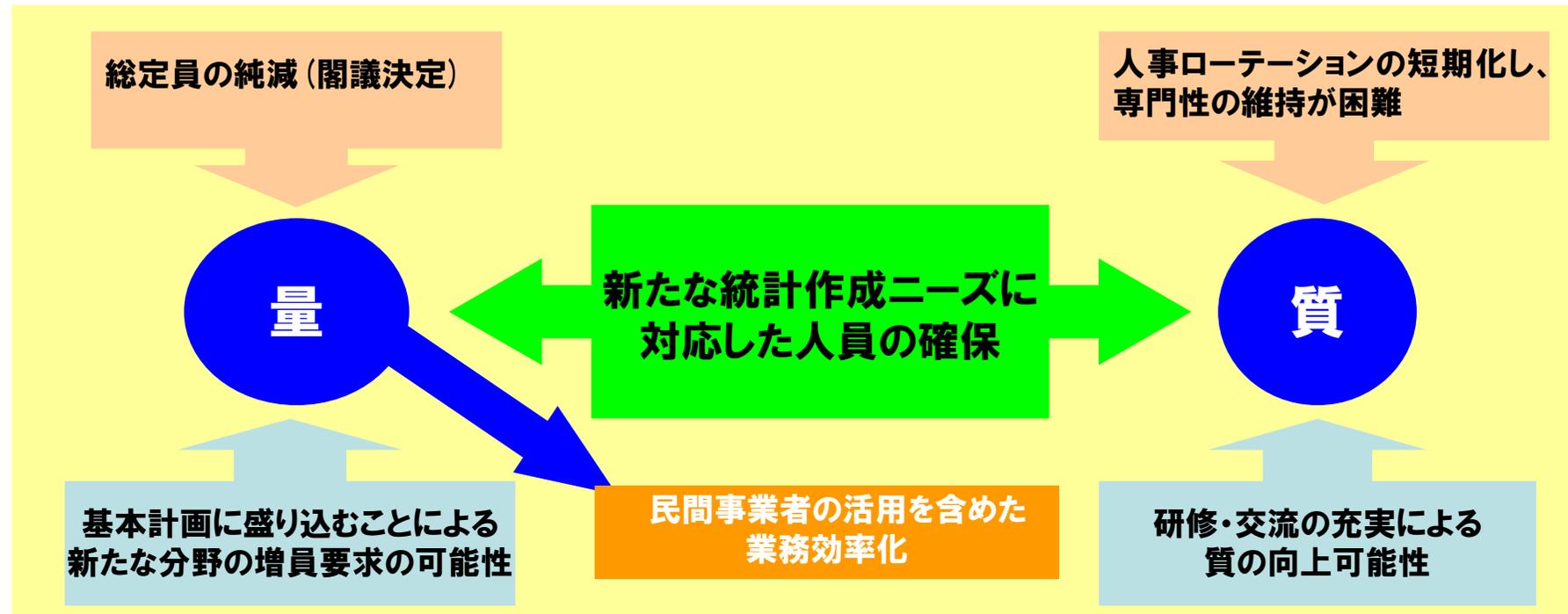
- 総務省(統計局): 国勢の基本に関する統計調査の実施が役割。府省横断的な統計調査の実施にもこの機能を活用
- 特殊要因登録(大規模周期の基幹統計調査)等の活用も検討
- 関係府省は、ノウハウや人材等の提供で協力。結果は、各府省に還元

各府省

- 基盤統計の整備により、個々の調査のスリム化の推進(項目の共有化)

新たなニーズへの取組(3)

③ 「基本計画」に人員の確保をどのように盛り込むか



整理の視点

- 「量」と「質」のバランスについては、質を重視していくのではないか
- 定員については、「II 統計職員等の人材の育成・確保」とも密接に関連する問題ではないか
- 府省間の協力体制の構築にも、十分な配慮が必要ではないか
【他に検討すべき視点はないか】

基本計画での対応(新たなニーズへの取組)

基本計画には、新たに整備すべき統計、整理統合すべき統計等を可能な限り具体的に記述することが必要ではないか。

また、基本計画に盛り込まれた統計の体系的整備を推進するために必要な「財政上の措置」について、どのような取組姿勢を示すことが必要か。

■ 各府省は、基本計画に盛り込む統計について、整備の必要性及び実施年度等を精査し、府省内や財政当局の理解を得られるよう最大限努力するとともに、計画の実施段階においても、計画の実現に向け工程表に沿って努力を続けることが必要ではないか。

■ 各府省が協調して対応することが不可欠であり、協調体制を強化するには、情報の共有・相互理解の増進や、調整機能の能動的な発揮を図る仕組みづくりが必要ではないか。

⇒ 例えば、「各府省の連絡・調整のための場」を設け、重点的に対応すべき事項について、統計予算・定員に係る情報の交換・調整等を通じ、全体最適を目指すことも検討すべきではないか。

【上記内容についてはどのように考えるか、他に考慮すべき点はないか】

緊急ニーズへの対応

論点 イ

緊急ニーズに対応するための仕組みづくりへの取組

過去の対応事例

- 第2次オイルショック時の「商鉱工業エネルギー等消費統計」(指定調査)
- 国会の実態把握要請に対応した「フランチャイズ店の経営実態調査」(承認統計)
- 「農産物被害調査」(激甚災害指定関連)、関税込率法に基づくセーフガード発動関連調査 等

情報入手の方法

①行政記録の活用

②既存調査の活用

③新規調査の創設

既存統計の活用の可能性

特別集計に加え、既存統計調査に調査事項を付加し、付帯調査として実施している例も存在

- メリット: 新規の予算確保が不要
調査計画を作成する期間も短縮可能
変更承認であれば、審査の簡略化も可能
- デメリット: 報告者の負担が増加

承認審査の迅速化の可能性

- 一般統計調査として実施する場合
 - 法第19条第2項に基づく申請書の提出が必要
- 一般統計調査の承認基準(法第20条)
 - 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること
 - 行政機関が行う他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること

目的、内容が明確であれば迅速化が可能ではないか

人材育成・確保の議論にあたって

【議論の対象とする職員】

統計部局には、採用から退職までの勤務期間のおおむね半分以上の期間を統計業務に携わるような、中核となる職員が必要であり、そのような職員の確保・育成に絞って議論することとしてはどうか

【専門性の内容】

統計に必要とされる専門能力としては、以下のような能力を共通の認識として議論することとしてはどうか。

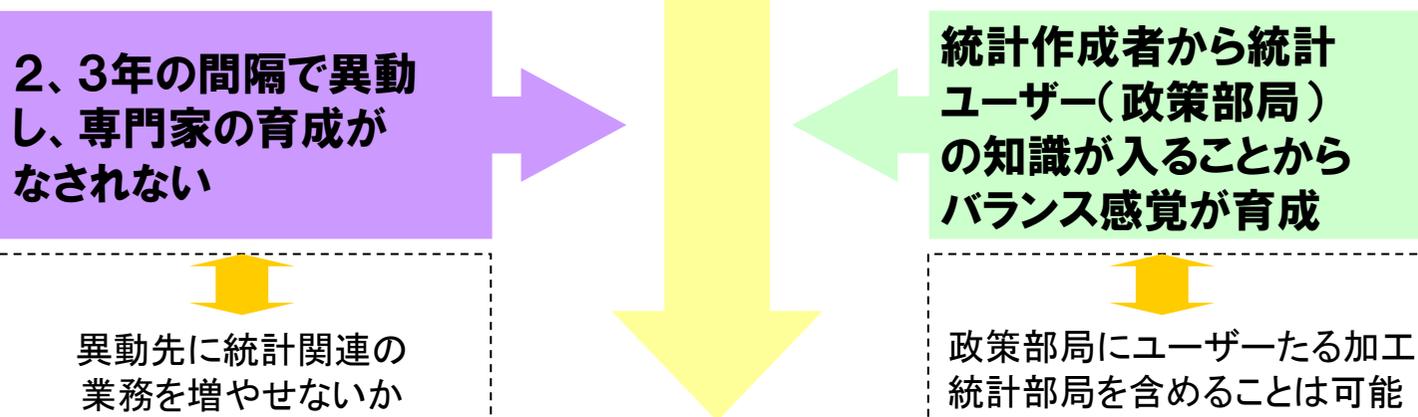
(以下の内容についてはどのように考えるか)

- 経済統計の知識(統計の内容、統計の結果利用等の知識)
- 人口、社会統計の知識(統計の内容、統計の結果利用等の知識)
- 標本設計や調査手法の癖などの統計数理・技術的知識
- 情報システム関連の知識
- 経済分析、結果分析などの分析能力
- 統計法制度、関係する幅広い法令制度の知識
- 統計予算の確保、調達手続き、業者の特徴の知識などの予算・会計関連の実務知識
- 諸外国の情報を収集できる国際対応能力(語学力を含む)

府省内の人事ローテーションについて

論点 ア、(イ)

政策部局との人事ローテーションについてどのように考えるか

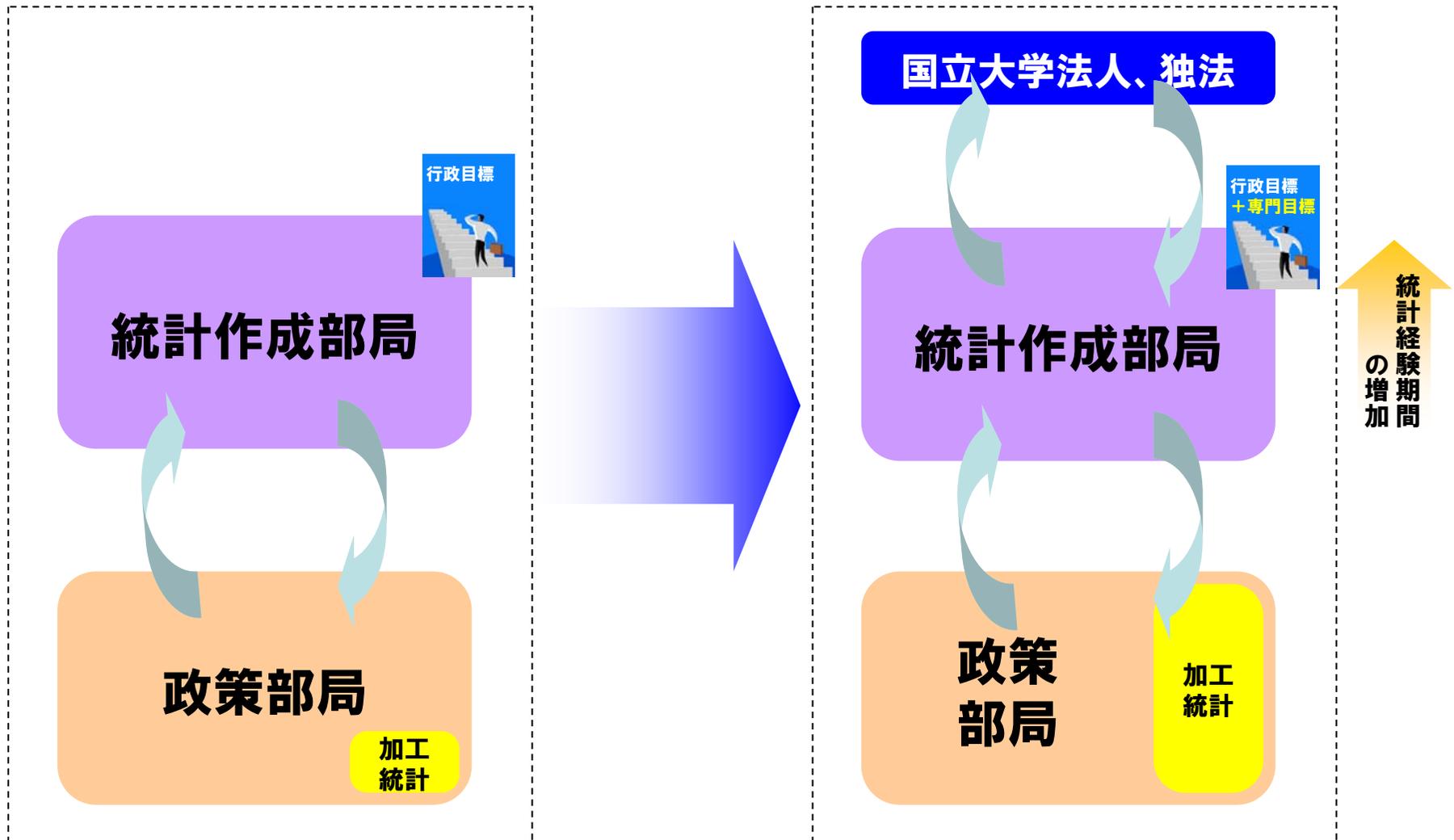


双方のバランスをより良いものとする取組が必要

- 統計の加工・分析業務部門と統計の作成部門の人事交流をより意識した人事異動を実施してはどうか
- 二次的利用を機会に独法や大学等との交流機会を増して、専門能力を身につけることとしてはどうか(学会との連携)
- 今後導入される人事評価制度について、統計部局では「専門性」の観点を目標に含めるよう、各府省の人事当局に要請することとしてはどうか(法53条による必要な措置の一環)
- 省内での統計関連業務(分析、加工を含む)を把握し、統計関連業務を職員が続けて行うような異動を実現できるよう配慮してほしい旨を文書で依頼してはどうか(法53条による必要な措置の一環)

【上記内容についてどのように考えるか、他の取組は考えられないか】

(参考)ローテーションのイメージ



府省間の人事異動について

論点 ウ

府省間の人事異動について、現状のままでよいか

現状・課題

- 1次統計部局と加工統計部局の交流などの府省間交流は人材育成に一定の効果が見込める
- 専門能力を有する職員の不足
- 規模の小さな組織で専門職員の不足は深刻。一方、小さな組織では人事交流実績が少ない
- 人事は秘密情報であり、人事担当者が1対1で話し合うことが基本であり必要とされる人材の共通認識が図られていない

府省間の異動においても専門性を確保する方策

- 統計の加工・分析部門と統計の作成部門の府省間交流を一層推進することとしてはどうか
 - 規模の大きな統計組織から規模の小さな統計組織に出向させるなどの取組はどうか
 - 希望する府省の統計部局人事担当者が参集し、非公開を前提とした情報交換等を行う場をセットすることにより、職員のキャリアアップの選択肢を広げる活動を推進することとしてはどうか
 - 一定の効果が見込める府省間交流に数値目標等の設定を置いてみてはどうか
- 【上記内容についてはどのように考えるか、他に方策はないか】

(参考)人事に関する各府省の回答

- 統計を始めて経験する職員が多く、養成に期間が必要・・・1例
- 異動が2～3年で行われるため専門知識を有する職員が不足している(2度、3度の再着任も困難)・・・4例
- 定員削減等により職員数が不足のほか、他分野の課題対応のため異動が行われる・・・6例
- 統計調査、分析までのバランス感覚を持った人材確保が困難・・・1例
- 省内に統計セクションがほとんどないことから専門家の育成・確保が困難・・・1例
- 問題は発生していない・・・1例
- 内部他部局等と人事交流により、人材育成は図られている・・・1例
- 統計調査のノウハウの継承が課題・・・1例

国際関係

論点 工

国際分野において活躍できる職員の育成

国際会議でイニシアティブを発揮できる職員が少ない

国際分野で活躍できる職員が少ない

国際分野で活躍できる職員の養成の方策

- 若手中核職員向けに外国語による国際動向に関する統計研修などを行うコースを充実させてはどうか
- 上記コースの設定にあたっては、学会から講師の派遣などの協力を得て行ってはどうか
- 20歳代、30歳代の国際会議の出席・発表、その他海外協力や国際機関への出張、派遣、出向、外国語研修への派遣などについて各府省が実績を把握するとともに、当該実績の目標を立てるなどの取組を促してはどうか

【上記内容についてはどのように考えるか、他に方策はないか】

統計研修の在り方について

論点 オ

(長期の統計研修が困難になる中で、)人材育成のための研修の在り方

定員削減等により、長期に職員を派遣する余裕がない

国際的に対応可能な職員が不足している

新たな業務の対応等のため業務に必要な基礎知識は各府省で共有

調査環境の悪化に伴いエディティング等の技術は各府省で今以上に必要

研修の在り方の工夫により、統計の人材確保に貢献

- 中核職員を対象として2次的利用や調査環境の変化に伴うエディティング実務の向上など、近々に必要とされる実務能力向上に直結する研修コースを新たに開設してはどうか
- 国際対応能力の向上の観点から、中核職員を対象とする外国語で行う統計研修コースの充実を図ってはどうか
- 上記コースも含め、1週間程度で完了する研修メニューを充実してはどうか
- 統計部局が研修に派遣する職員数について目標を立てて取組むこととしてはどうか

【上記内容についてはどのように考えるか、他に方策はないか】

学会等との連携

- 2次的利用の創設を契機に、人事交流の拡大の可能性を検討できないか
- 統計ニーズを把握する機会(例えば統計委員会での場のセット)などを通じて意見交換ができないか
- 官が補いきれないものについて、学会からリソースの拠出などの協力を得ることができないか

【上記内容については、どのように考えるか、他に検討すべき点はないか】

統計の中立性等

論点

統計の中立性、独立性はどのようにあるべきか

調査に対する国民・企業の信頼と協力により、正確な統計の確保が図られる

国民にとって調査を信用し協力するひとつのメルクマールが統計作成機関の中立性

私企業からの隔離

市場に影響を与える統計に携わる職員が私企業と兼務であったり、私企業職員と疑惑を抱かれるような接触を行うことは好ましくない

誰にも情報を流さない

調査票だけでなく、審査等で用いる行政情報の秘密も保護される必要がある

中立性等

※ 国民がどのように受け止めているかが重要な視点

政治行為の制限

国会での政策論争の焦点となっている統計(例えば格差統計)に携わる職員が政治的な支援活動を行うことは好ましくない

※ 市場に重大な影響を与える統計調査の結果は、特定企業が情報を保有しているという風評が流れるだけでも国家の信頼及び統計全体に甚大な影響が懸念されることに留意

行政機関は、統計法の守秘義務のほか、国家公務員法による守秘義務(法第百条)、政治行為の制限(法第百二条)、私企業からの隔離(法第百三条、国家公務員倫理法による制限も存在)が法律で課せられていることから、統計の中立性等を確保【加えて、信用失墜行為(第九十九条)の禁止も措置】

他に国民が中立的と受け止めてもらうために必要な措置は他にあるか？

- (例) ・ 統計作成過程の透明性の確保
- ・ 組織内の情報共有の範囲

【他に方策はないか】